

水田・畑作経営所得安定対策

【平成21年度概算決定額 230,662(208,670)百万円】

対策のポイント

水田作及び大規模畑作を中心に、土地利用型農業の担い手を生産条件不利補正対策（販売収入では賄えない生産コストの補てん）及び収入減少影響緩和対策（販売収入の減少に対する補てん）により支援します。
 また、本対策には、高齢者や小規模な農家であっても、面積・所得の特例や市町村特認を活用したり集落営農組織へ参加することにより、加入できることから、その内容を現場に周知しながら、着実に推進します。

（具体的には）

- 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、
 - ・ 基準となる3年間（16～18年）の生産実績に基づく毎年一定額の支払
 - ・ その年の生産量・品質に応じた支払
 - 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、
 - ・ 最近の平均収入に比べ当該年の収入が減少した場合の補てん
- の3つの支援により、地域の担い手の経営安定を図ります。

（対象となる担い手は）

- 個人や法人の個別経営は、認定農業者になって、4ha（北海道は10ha）以上の経営規模を確保する
- 集落営農組織の場合は、20ha以上の経営規模を確保することが原則ですが、以下に掲げるように各種の特例を設けて加入しやすくしています。さらに、20年度からは、既存の各種特例を活用しても本対策に加入できない方であっても、地域農業の担い手として周囲からも認められ、熱意を持って営農に取り組む方であれば、市町村特認により本対策に加入することができます。

【経営規模要件の特例】

		基本要件	集落の農地が少ない場合の特例 〔 ・ 集落の農地の規模に応じて概ね8割(64%)まで緩和 ・ 中山間地域の集落営農組織は基本原則の5割まで緩和 〕	生産調整組織の場合の特例 〔 地域の生産調整の実施状況 (生産調整率)に応じて緩和 〕
認定農業者	北海道	10ha	6.4haまで	/
	都府県	4ha	2.6haまで	
集落営農組織		20ha	12.8haまで	7haまで
うち 中山間地域		20ha	10.0haまで	4haまで
所得確保の場合の特例		① 農業所得が市町村基本構想の目標農業所得額の1/2を超え、かつ、 ② 対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが概ね1/3(27%)以上であれば対策の対象となります。		
市町村特認		上記の特例に該当しない方でも、地域農業の担い手として周囲からも認められ、熱意を持って営農に取り組む認定農業者又は集落営農組織であって、市町村が本対策への加入が適当であると認める方については対象となります。		

政策目標

＜平成19年＞		担い手の育成・確保	＜農業構造の展望（平成27年）＞	
認定農業者	約24万	→	効率的かつ安定的な家族農業経営	33万～37万
農業法人	約8千	→	効率的かつ安定的な法人経営	1万
集落営農	約1万3千	→	効率的かつ安定的な集落営農経営	2万～4万

<内容>

1. 販売収入では賅えない生産コストの補てん

(1) 過去の生産実績に基づく支払（固定払）

毎年の作柄にかかわらず、平成16年～18年の間における麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産・出荷実績に応じ、それぞれの品目ごとに設定された面積単価に基づく一定額の支払として102,333百万円を措置します。

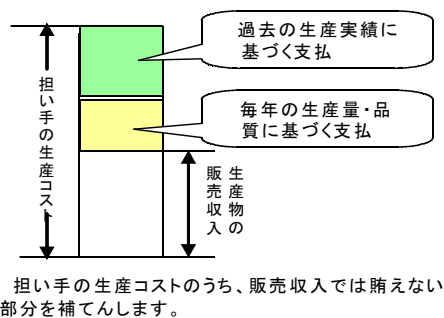
(2) 毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）

当該年の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの品質別の生産量に応じ、それぞれの品目ごとに設定された数量単価に基づく支払として52,574百万円を措置します。

【生産条件不利補正交付金（特会） 154,906（153,153）百万円】

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



【単価】

	過去の生産実績 に基づく交付金の単価 [面積単価（全国平均）]	毎年の生産量・品質 に基づく交付金の単価 [数量単価]
小麦	27,740円/10a	2,110円/60kg (Aランク・1等の場合)
大豆	20,230円/10a	2,736円/60kg (2等の場合)
てん菜	28,910円/10a	2,150円/トン (糖度17.1度の場合)
でん粉原料用 ばれいしょ	37,030円/10a	3,650円/トン (でん粉含有率17.4%の場合)

(注)面積単価は、単収の違いを反映して市町村別に設定されています。

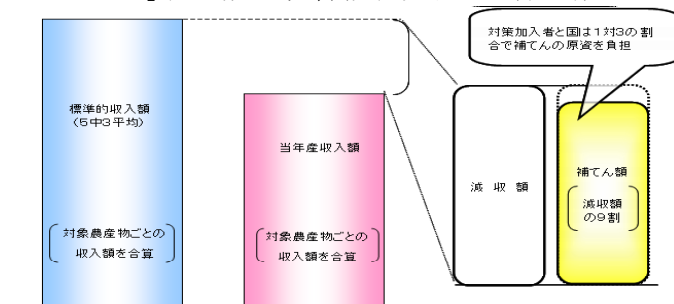
2. 販売収入の減少に対する補てん

生産調整を実施する担い手の当年産収入額（米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょごとの収入額を合算）が、標準的収入額（過去5年の中庸3か年の平均収入）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

対策加入者と国は1対3の割合で補てんの原資を負担し、国の負担分として75,756百万円を措置します。

なお、20年産からは20%の減収に備えた積立金拠出コースを新設しており、対策加入者は、予め10%又は20%の減収に対応しうる積立金額を選択・拠出することにより、収入減少に備えることができます。

【収入減少影響緩和交付金（特会） 75,756（55,517）百万円】



【担当課：経営局経営政策課（03-3502-5601（直））】